

件名： 第3回食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会

日時： 平成20年3月4日（火） 13:30～16:05

場所： 航空会館 504会議室

1. 開会
2. 挨拶（略）
3. 出席者紹介（略）

4. 審議

（1）トレーサビリティ要件を含む海外の法律と認証制度の事例（調査報告）

事務局：資料1 トレーサビリティ要件を含む海外の法律と認証制度の事例（調査報告）を説明。

【主な意見】

- ・ BRC も IFS も民間の小売業者側が定めた規格だ。ヨーロッパでは大手10社で6割以上のシェアがあり、彼らはこの規格に合っていないと買わないと言う。BRC も IFS も通用する。しかし日本は大手5社で7%のシェアしかない。
- ・ BRC や IFS は製品認証だ。日本では必ずしもそうではなく（システム認証など）色々なものがあるので、その違いをおさえる必要がある。
- ・ アメリカのバイオテロ法については、306条だけでなく、その施行細則の部分を把握すべき。

【合意事項】

- ・ 上記を考慮し、資料1を加筆・修正した上で、報告書に収録する。

（2）「食品トレーサビリティシステムの要件」改訂案について

事務局：資料2 「食品トレーサビリティシステムの要件」改訂案（第2版）および資料3 「食品トレーサビリティシステムの要件」改訂の方針と修正箇所を説明。

* 3-9 関連法規

【主な意見】

- ・ 小さな事業者もあるので、関連法規を明確にすることはできても条項まで明確にすることができるとが疑問だ。「条項」を削除し、「満たすべき関連法規を明確にすること。」にしてはどうか。
- ・ <解説>の最後「トレーサビリティシステムを実施する際には、それらの法律や条例を遵守する」とあるが、トレーサビリティシステムを実施しない場合には遵守しなくて良いと受け取れる。「関連する法律や条例の求める内容を明確にしておく」にしてはどうか。

【合意事項】

- ・ 要件は、「取組主体は、食品トレーサビリティシステムの実施にあたって、満たすべき関連法規を明確にすること」に修正する。

- ・〈解説〉は、「食品トレーサビリティを設計する際には、「手引き」上述の箇所を参考に、関連する法律や条例の求める内容を明確にしておく。トレーサビリティシステムの実施にあたって、それらの法律や条例を遵守する」に修正する。

* 4-2 内部監査：数量会計の収支差

【主な意見】

- ・〈解説〉のキー・パフォーマンス・インディケーター（有効性を計測する指標）の部分で、「・数量会計における収支差」とあるが、差が大きいと悪くて、差が小さいと良いとは一概には言えないのではないかと。
- ・異常な増減があるかないかではなく、有効性の確認の場合は、トレーサビリティの目的としている数値に近づいているかどうかだ。
- ・数量会計については、作業が適切にされているかどうかの検証であって、差の量というより、想定される範囲に収まっているかが重要である。
- ・（事務局）収支差よりは、数量会計の整合性とした方が良いと思うが、いかがか。

【合意事項】

- ・「数量会計における収支差」を「数量会計における整合性」に修正する。

（3）食品トレーサビリティシステム監査員の資格要件について

事務局：資料4 食品トレーサビリティシステム監査員の資格要件（案）を説明。

* 講習会の時間とカリキュラムの妥当性

【主な意見】

- ・トレーサビリティの設計の演習をした上で、次のステップとして監査の進め方や監査の演習を履修するという2ステップに分けてはどうか。
- ・監査は影響力が大きいので現場としてはもう少しきちっとしたトレーニングをやってほしい。また試験を受ける前の実務経験でかなりシビアに判断することも必要ではないか。監査員になるのにこの時間数で良いのかなという疑問もある。
- ・演習は、経験や知識のレベルがある程度一緒の人でないと難しい。かといって、受講資格として実務経験のある人に限るとこれもまた難しい。
- ・講習会の主催者が、どのような人をターゲットにして、どのような内容の講習会にするか設計する必要がある。そのことを主催者に求めるよう記述すべき。
- ・講習会のカリキュラムは、資料2ページの「参考」のように具体的にせず、講習会を主催する団体の力量や実績や顧客のニーズによるのではないかと。要件は最低限の部分くらいにして、後は「望ましい」としてはどうか。
- ・「参考」ではなく「例」としてカリキュラムを提示してはどうか。
- ・カリキュラムは自由だと思えるので、テストを入れて概ね2日間とすれば良い。
- ・（事務局）3日間やりたい場合もあるかもしれないから、「概ね2日間以上」とする。

【合意事項】

- ・最初の文章の文末を「…以下の要件を満たすことが望ましい。」に修正する。
- ・講習会の条件については、「(3) 概ね2日間以上のコースであること」に修正する。
- ・講習会の想定カリキュラムは、「参考」ではなく「例」として記載する。

(4) 委員会のとりまとめ

事務局：資料5 委員会のとりまとめ（案）および資料6 委員会報告書の構成を説明。

* 資料5 2 食品トレーサビリティシステムの第三者認証の仕組みのあり方

【主な意見】

- ・ 2つ目の「…。また、生産段階を含むトレーサビリティシステムによる追跡・遡及は、原産地表示の正しさを確認するために役立つ。」という文章は、「…原産地表示の正しさを確認するためにも役立つ。」にした方がよい。“原産地表示の正しさを確認するため”だけではよくない。
- ・ 5つ目の文章は、文末を「今後の課題であろう」くらいの表現に直したらどうか。トレーサビリティは認知されつつあるし、今後評価されるようにもっていくべきではないか。トレーサビリティは生産・流通・消費にまたがり複雑であるから、そういう意味で認証は必要だというニュアンスは出してもよいのではないか。
- ・ 第三者認証について検討してきたわけだから、こういう問題はあるかもしれないけれど、文末は前向きな表現に変えた方がよい。

【合意事項】

- ・ 2つ目の文章「…。また、生産段階を含むトレーサビリティシステムによる追跡・遡及は、原産地表示の正しさを確認するためにも役立つ。」に修正する。
- ・ 5つ目の文章「…については、委員会で意見が分かれ、結論が得られなかった。」の文章は文末を前向きな文章に修正する。→メールではかる

* 監査員、監査要員等の名称の統一

【主な意見】

- ・ 「監査員」や「監査要員」、「内部監査担当者」という表記が出てくるが、使い分けているのか。その違いは何か。
- ・ (事務局) 特に使い分けていなかった。すべて「監査員」にしても問題ないだろうか。正式にはトレーサビリティ普及委員会（仮称）内で決めることにする。
- ・ 資格名称の案は、「トレーサビリティ監査員（仮称）」としたらどうか。

【合意事項】

- ・ 「監査員」、「監査要員」、「内部監査担当者」は「監査員」に統一する。
- ・ 資格の名称は、「トレーサビリティ監査員（仮称）」にする。
- ・ 固有名詞は正式名称に修正する。

5. 閉会

以上